

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
出納課
指 摘
<p>休日の勤務について、休日給を支給していないものがあつた。また、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給を、それ以外の勤務した時間に対して超過勤務手当135/100を支給すべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況
<p>ご指摘の休日給の支給漏れと超過勤務手当の過小支給については、監査終了後速やかに職員課に報告し、令和4年3月15日付けの給与支給において精算を行った。</p> <p>今後は、誤りのないよう職員の給与に関する規則に基づき適正な欄への記入と所属長による最終確認を行ってまいりたい。</p>